

改正

平成31年 2 月26日改正第19号

令和 2 年12月24日改正第165号

令和 4 年 9 月 7 日改正第75号

令和 5 年 6 月27日改正第169号

学校法人東北学院公益通報者保護委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校法人東北学院における公益通報者の保護に関する規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、学校法人東北学院公益通報者保護委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 常任理事（総務担当）
- (2) 副学長（総務担当）
- (3) 法人事務局長及び法人事務局次長
- (4) 内部監査室長
- (5) 庶務部長
- (6) 総務部長
- (7) 法律の専門知識を有する者で、外部通報窓口担当者に該当しない者 1 名

2 特定の事項を調査審議するため、必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を委員会に陪席させることができる。

(委員の委嘱)

第 3 条 前条第 1 項第 7 号に掲げる委員は、理事長が委嘱する。

2 臨時委員は、通報対象事実の調査の対象となる各学校又は部局等の長その他必要と認める者とする。

(委員の任期)

第4条 第2条第1項第7号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項第7号に掲げる委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会の委員長は、常任理事（総務担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を総理する。

3 委員長に事故あるときは、学校法人東北学院寄附行為施行細則に定める常任理事（総務担当）の職務代理者がその職務を代理する。

(委員会の開催等)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会の定足数は、臨時委員を含む委員の3分の2以上とする。

3 委員及び臨時委員は、当該人が通報対象事実の調査の対象となる場合又は調査対象者と利害関係を有する場合は、当該調査に加わること及び当該議事に関係のある会議に出席することができない。

4 委員会の議決は、出席者の過半数をもって行う。ただし、賛否同数の場合には、議長が決するものとする。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、内部監査室において処理する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事会において行うものとする。

附 則

この規程は、平成22(2010)年10月1日から施行する。

附 則（平成31年2月26日改正第19号）

この規程は、2019（平成31）年2月26日から施行する。

附 則（令和2年12月24日改正第165号）

この規程は、2020年12月24日から施行する。

附 則（令和4年9月7日改正第75号）

この規程は、2022年9月7日から施行し、2022年6月1日から適用する。

附 則（令和5年6月27日改正第169号）

この規程は、2023年6月27日から施行し、2023年6月1日から適用する。